

一九八二年出土の木簡

概要

1

本号には一九八二年度に木簡を出土した遺跡のうち二九の遺跡（および前年度の二遺跡）について、その概要と出土木簡の主な内容とを紹介することができた。まず、多忙ななかを御協力いただいた関係機関ならびに執筆者の方々に厚く御礼を申し上げたい。

全国的にみた木簡の出土情況は、昨年度よりやや減少したとはいえ、都合によって本号に概要を紹介できなかった遺跡をも含めると、例年と大差はない。まず前号までの例にならって、木簡出土遺構とその年代と性格とによって整理して示せば次のようである。

〔古代〕

都城
官衙・城柵
田柵跡・出合遺跡
平城宮跡・平城京跡・藤原宮跡・長岡京跡
梶子遺跡・野畑遺跡・下野国府跡・多賀城跡・私

寺院
集落

山田寺跡・仁和寺南院跡・辻井遺跡・高畑廃寺
阿部六ノ坪遺跡・穴太遺跡・下野国府跡寄居地区

遺跡・長原東遺跡

その他

白毫寺遺跡・肩脊堀の内遺跡

〔中世〕

城館

田村遺跡

集落

道場田遺跡・助三畑遺跡・草戸千軒町遺跡・藤田遺跡

〔近世〕

城郭

大坂城跡

集落

桜町遺跡

〔不詳〕

日野川朝宮橋下流（表採）

この木簡を出土した遺構としては、従来と同様に古代の都城・官衙などの公的な性格をもった遺構が圧倒的である。しかしそのような傾向のなかで、奈良時代およびそれ以前の集落跡からの木簡出土例が報告されていること、あるいは梶子遺跡が城山遺跡・伊場遺跡

に関連した遺跡であることなどは、注目しておいてよいであろう。墨書土器・漆紙文書・硯などの出土例などを遺跡の性格にもふれても勘案すれば、古代における在地での文字の世界を明らかにすることもできるであろう。

また前号までの例にならって遺跡と出土木簡の点数とを一覧表にすれば、次のようである。

平城宮・京および長岡京、とくに前者に集中しているが、八二年度も前年度までと同様に、新たに木簡の出土をみた遺跡が半数以上

である。田村遺跡（高知）・藤田遺跡（大分）はいずれも県内初出であり、木簡出土地域は全国化の様相を一層に色濃くしている。すなわち、木簡は地域的にみても、また遺跡の性格や時代の点からも普遍的にみられるようになってきている。木簡の出土例が普遍的にみられるということから考えると、すでに指摘されていることではあるが、木簡を紙の代用品としてではなく、木簡としての固有の性格を明らかにし、その機能から木簡を史料として理解し、位置づけていくことがますます必要になってきているといえよう。

遺 跡 名	所 在 地	点数	木簡の年代
平城宮跡	奈良市	1017	古代
平城京跡(5カ所)	〃	49	〃
※白毫寺遺跡	〃	6	〃
藤原宮跡	奈良県橿原市	3	〃
山田寺跡	〃 桜井市	3	〃
※阿部六ノ坪遺跡	〃	1	〃
長岡京跡(4ヶ所)	向日市・京都市 長岡京市	41	〃
※仁和寺南院跡	京都市	1	〃
大坂城跡	大阪市	19	近世
※梶子遺跡	静岡県浜松市	4	古代
※道場田遺跡	〃 焼津市	14	中世
※野畑遺跡	滋賀県大津市	1	古代
穴太遺跡	〃	1	〃
下野国府跡	栃木県栃木市	約1000	〃
※下野国府跡寄居地区遺跡	〃	1	〃
※長原東遺跡	〃	2	〃
多賀城跡	宮城県多賀城市	3	〃
弘田柵跡	秋田県仙北郡	2	〃
※日野川朝宮橋下流	福井県丹生郡	1	?
※桜町遺跡	富山県小矢部市	30	近世
※出合遺跡	兵庫県神戸市	6	古代
※辻井遺跡	〃 姫路市	3	〃
※助三畑遺跡	岡山県邑久郡	15	中世
※肩脊堀の内遺跡	〃 赤磐郡	1	古代
草戸千軒町遺跡	広島県福山市	8	中世
※田村遺跡	高知県南国市	1	〃
※高畑廃寺	福岡市	12	古代
※藤田遺跡	大分県宇佐市	1	中世

※は木簡新出遺跡

2

右にのべたような点から考えるとき、注目すべき八二年度出土木簡の二、三の事例についてのべておきたい。

まず口絵に収載した弘仁元年・二年（八一〇・八一）の年紀をもつ、表裏あわせて約八〇〇字の文字が判読できる、藤原宮西北隅の井戸跡から発掘された木簡が注目される。八二年度最大の収獲と評価してよいであろう。ある荘園の弘仁元年の穫稲に対する支出を記したこの長大な木簡によってこの荘の所有者と請負者と耕作者などをめぐる経営のあり方や支出の内容等から派生する問題はすこぶる多方面に及ぶ。しかしそれは書きつぎではないが、同一人が二・三度筆をついでいるようにもみえ、この木簡の機能については別に検討が必要であろう。初期荘園の経営形態を示す絶好の史料内容であるだけに今後この木簡の機能にふれた論考が発表されるよう期待したい。

また平城宮の出土木簡では、隠岐国の貢進荷札一五点が従来指摘されている特殊性を裏づけている点が注目され、従来個人名はみられなかった参河国播豆郡析嶋の貢進荷札に個人名がみられることとともに今後の検討がまたれる。国単位・地域単位に木簡の形態・様式・筆跡などが共通することの意義についての検討をふかめる必要があるだろう。

いっぽう、長岡京出土木簡にみられる大宅朝臣広成や秦人足、下

野国府跡出土木簡にみられる丈部浜足など正倉院文書にみられる下級官人と同一人かと思われる事例は、下級官人の経歴や行動を示して、文書の世界を別の側面から具体化することになる。

ただ八二年度の出土木簡として、いま一つ注目しておきたいことは、日本における木簡のはじまりにふれる問題である。滋賀県穴太遺跡では集落内の浅い溝の六世紀末～七世紀初頭の面から木簡が出土しており、集落跡と思われる阿部六ノ坪遺跡でも飛鳥時代末期の木簡がみられるという。いずれもその内容は不詳であるが、例えば穴太の集落が渡来系集団にかかわる集落と推定されていることなど、木簡のはじまりを考えると興味をもたれる。

3

このように木簡にすでに史料の断片ではなく、年々新しい史実が明らかにされ、例えば「文書様木簡」などについては一括するには内容が多様でありすぎ、形態分類についてと同様、木簡分類方法の新たな検討が要請されているように思われる。

なお最後に、本号には収載できなかった八二年度木簡出土遺跡として、事務局で把握したものは左のようである。

大阪府環濠遺跡（大阪）・坂尻遺跡（静岡）・金剛寺遺跡（滋賀）・東氏居館跡（岐阜）・曾根遺跡（新潟）・尾道市街地遺跡（広島）
これらについては次号以下にできる限り収載したい。今後とも御協力をお願いしたい。
（佐藤宗諱）